

IFRSと木村学説

飯名 皓作

IFRS and Kimura's theory

Kosaku IINA

Abstract

There are lots of indications of irrationality on introduction of IFRS to our country. But the pursuit of the idea of it should be evaluated to construct a firm basis for the future Accounting education. In order to get a chance of it, we have to have a new appreciation of the theory on traditional accounting closely. The object of this paper is to grasp the condition of IFRS, compared with a logical rule of current cost accounting through Kimura's theory.

Key-words

net income, comprehensive income, divisible profit, disclosure of management.

1 伝統的制度会計理論の再認識

IFRSの全面的導入にあたっては、このところ各国で大きな波紋を生みだしているようである。アドプシヨンの制度的急迫を感じつつも、こと会計教育的立場からは、どこまでもことの本質に遡った議論がなされなければならない。

それは、これまで営々となされてきた伝統的会計に係る認識にまで及ぶ必要がある。なぜなら、そこでのより理論的・合理的な把握が、今般の問題とされているIFRSの動向に対する正しい解決に導くことになると思われるからで、そのためにも紆余曲折の努力を要するところである。

わが国における会計学の著作数点をとりあげ、会計機能論・目的論・会計理論について、それぞれのとりあげ方を考察してみたい。

新井清光はその著、現代会计学 第1章 総論 III 会計の役割において、<・・・会計は主として、①経済活動の合理的手段としての役割、②受託責任の解明手段および③財の分配手段としての役割を果たすために行われる。>⁽¹⁾とされており、さらに<・・・なお以上述べた役割は会計の行為目的に着目した会計の役割であるが、この他に、会計の行為内容に着目すると、会計の役割と

して、①測定機能、②記録機能、③報告機能があげられる。>⁽²⁾とされている。

ここでは会計行為内容として、測定機能・記録機能・報告機能があげられているのであるが、当然その行為の対象は経営活動であろう。そしてそれら行動をつうじて会計は上記の会計行為目的である、経済活動の合理的手段としての役割・受託責任の解明手段および財の分配手段としての役割を果たすというのである。つまり会計とは、経営活動についての測定・記録・報告であると考えられる。

だが一体、上記経営活動の何を測定・記録・報告するのかが必ずしも明らかにはされない。換言すれば、財務会計の目的は何か、主要な目的は何かでなければならない。もしその記述がなければ、会計は経営活動についての測定・記録・報告という、つまりは「経営状況を報告する」という機能がその本質であると理解されなければならない。それであれば、それなりの理論構成がなされなければならないであろう。

もちろん、企業会計の技術的特徴としての複式簿記の原理を説明し、また理論的特徴としての、①会計手続き論、②会計原則論、③会計公準論、が述べられたとしても、それらを集約したものとしての「会計理論の構成」

がなされなければ、会計目的論を合理的に把握することは困難であると思われるのである^③。

これと関連して、武田隆二はつぎのように述べている。<平成17年の会社法制定前の法律状況では、商人の会計としては、基本法として「商法」が存在し、一方ではその特別法として「証券取引法」が、他方で「確定決算主義」を介して「法人税法」と結びつく形で、商法がこれら3者間の頂点において計算に関する法制を取り仕切る体制をとっていた。かかる体制を、多くの人は「トライアングル体制」と呼んだ。・・・>^④と説明されている。

さらに、<財務会計は、・・・損益計算という目的に立脚し、取得原価主義と実現主義を基調とする財務諸表に関する理論として構成されている。・・・かかる定義に見られる理論構成の特徴は、「目的（損益計算）」に従って「対象（取引等の財務関連の経済事象）」を規定し、それに「手段」（「会計処理の原則・手続」：原価実現アプローチ）を働きかけ、その「結果」（財務諸表：その果たす情報機能＝効果）を考察しようとする点に求められる。・・・>^⑤と述べられている。

「商法」・「証券取引法」・「法人税法」が、いわゆるトライアングル体制をもって有機的に機能していたことは事実的であるとして、その体制の中での財務会計の基本的機能が損益計算であることも事実的である。しかしながら、損益計算における計算結果としての「利益」は果たしていかなる性質のものであるかが明示されなければならない。それは、「分配可能利益」なのであって、より明確に表現すれば、その体制における「証券取引法」会計の機能も、「分配可能利益」算定なのであって、決して投資家にとってことさらに有益な経営状況表示ではないことである。

もちろん経営状況の表示は、副次的にはなされているが、それが中心的内容ではないという認識は重要である。加えて、それを証明すべき会計構造こそが、十二分に証明されなければならないと、この点の欠如が国内会計事情混乱の1つの大きな源ではないかと考えられるのである。

一般的には、財務会計ないし制度会計の目的については、各法律の規定にそった記述はなされていても^⑥、会

計の定義に示された会計活動の本質については、通常、これが要約的に示されることはないのである。つまり、トライアングル体制で示された各会計に共通の計算内容の本質的な要約についてはなされておらず、これがわが国会計のむしろ欠陥と思えるのであり、したがってそこでの「会計理論」の構成も要約的に示されることもないのである。

木村重義は、会計の定義について、<会計は経営活動についての貨幣額による計算・記録・表示の体系である。>^⑦とし、そこでは計算・記録・表示の対象としての経営活動の何かについては触れず、これを明確化することこそ、財務会計の目的論であるとしている。

<会計が何を記録するものであるかについての議論を会計目的論とよぶとすれば、その内容について通説的に見られることは、会計は財務諸表による経営状況の報告を目的であるとする見解である。しかし著者のみるところでは、会計がそのようなことを主目的にしていると理解することは困難である。これに対して、その主目的は分配可能利益の算定であると見るならば、現行の制度会計の諸原理の合理性は容易に理解できる。この主目的にかなう計算をしながら、財務会計は、二つの財務表によって経営の「経営成績」と「財政状態」を表示することを副次的目的とすると言うことができるであろう。>^⑧とみている。つまり、財務会計の主要目的は分配可能利益の算定であり、経営状況の表示は、副次的機能であるということである。

なお、木村による会計機能としては、(1) 財産管理の手段、(2) 財産管理責任の表明、(3) 経営状況の報告、(4) 経営管理の手段、(5) 分配可能利益の算定があげられている^⑨。

もちろん、これら(1)～(5)の各機能は、財務会計・管理会計に共通する場合も、単独で該当する場合もある。しかし財務会計にとって特に重要なものは、(2)(3)(5)であることは、ことの必然である。

さらに、以上を集約するべく「制度会計理論」として、つぎの3つの原則をあげている。1つは、『原価の原則』であり、「資産の価値はその取得原価額を指標として表現される」、2つは『予見の原則』であり、「将来

実現すると予測される特定の事実が、ある年度の経営活動の結果であるならば、それはその関係において当該年度に予見される」、3つは『慎重の原則』であり、「判断の困難は保守的に処理される」である⁽¹⁰⁾。

これについて、木村はさらに、つぎのように補足している。<・・・ここに示す三原則は、著者はこれを会計理論上の三原則とするのであるが、原価主義的な、資産評価の、相互に有機的に関連する三つの原則なのである。それが、ここに単に「会計理論上の原則」と、包括的、一般的原則であるような呼称で述べられるのは、これらが、現行会計制度に固有のもので、たとえば、原価主義的会計体系に対立する意味の時価主義会計体系では一つとして該当しないという意味に関連してである。>⁽¹¹⁾。

2 会計基準変革の原理

原価主義会計体系の主要目的を「分配可能利益算定」に求めるとすれば、時価主義会計体系の趣旨はどのようなものになるかについて、木村はつぎのように述べている。<あることについての原理は、その同じことについてありうる他の原理と比較されて、それぞれの原理そのものも、その意味も、はじめてよく理解される。時価主義会計は当然に原価主義と比べられて、それぞれの原理も存在理由も明白にされる。かくて、時価主義会計は対原価主義論に及ばなければならない、財務会計機能のどのようなものを時価主義と原価主義は分担しうるのが説明されなければならない。そして、筆者は、時価主義会計に経営状況の報告の機能を、原価主義会計には分配可能利益算定の機能を割り当てたのである。この場合原価主義会計においても財務諸表は作成されうるし、事実作成されているので、それによって、時価主義における財務諸表の場合には劣るけれども、経営状況の報告も行っていることは否定すべくもない。しかし原価主義会計は経営状況表示のためには比較的不向きであって、このばあい、分配可能利益算定のための資料をそのまま借りて、副次的にそれが行われているのであると見なければならぬ。たとえば未実現の評価益も、本来、経営成果の一部分であるのに、現行原価主義会計は制度的にその計上を禁じているのは、その主目的が分配可能利益

算定にあるからである。・・・原価主義的評価益は時価主義的評価益とその捉え方も異なっていて、経営成績と財政状態との表示においては時価主義的評価損益の認識方法の方が比較的すぐれているということも、このばあい、必要な、あるいは有効な論点の一つである。評価益は経営成績の要素でないという言説は時として聞かれるけれども、それはすでに拘束された見方によっている。・・・原価主義会計は分配可能利益の算定の機能の会計、時価主義会計は経営状況表示の機能の会計という単純な図式化は理論上必然的であって、両会計はその機能と同時に原理を異にする。・・・時価主義は原価主義の変形、改良、延長において考えられるのではなく、それと断絶的に、対立させて考えられるものである。>⁽¹²⁾。

さらに木村は、時価主義会計の趣旨について、つぎのように述べている。<原価主義会計は主観的会計であるの対して時価主義会計は客観的会計であるという図式的命題も、また、この二つの対立的会計体系の特質の理解に資するであろう。ここでいう「主観的」と「客観的」というのは、ことの性質上、会計数値の発生の状況あるいは由来についていうのであって、たとえば実際原価は主観的数値であり、市場価格は客観的数値である。そして原価主義会計において用いられる価格は主観的価格に終始し、時価主義会計においては、結果的に客観的価額が経営状況の報告の原理となるのである。>⁽¹³⁾。ここでも、図式的に簡略に示されているように、時価主義会計は、原価主義会計とは原理をまったく異にし、その性格は「客観的」でなければおよそ弊害の多い会計となることは疑う余地のないところである。

時価主義会計の原理的特徴については、つぎのように要約されている。つまりは、時価主義会計の特徴となるべき事柄の概要である。<(a) 取引が生じた場合の資産価額の記録は、その時価額による。時価について購入市場時価と売却市場時価とが存するばあいには前者の時価が適用される。・・・(b)・・・時価主義において時価現象は会計事実である。・・・原価主義会計においてはそうではない。・・・決算処理は会計的には取引であるから、決算時においては諸資産の時価評価替えが・・・時価変動が生じていれば・・・かならず行われる。・・・

(c) 時価は会計事実であるということは時価主義会計の主要な原理であって、したがって市場価格がありえないならば資産も認識されえない。つまりこのばあい、繰延資産や「引当金」も存在しない。(d)・・・時価主義会計は予測しない点で原価主義と異なり、予測不確実性に悩まされることがないのは大きな利点である。原価主義会計についてしばしば非難めいた評価がなされる保守主義は無用となり、低下主義は消滅する。(e)・・・時価主義会計が行われれば、いわゆるインフレ会計は特定の形態においていわば自然に行われることになる。・・・⁽¹⁴⁾。

なお、時価認識の方法について、<・・・時価というのは購入市場価格であると言った。これは、経営の状況を表示する目的の会計は時価を購入時価として、それを表示するのが適当であるとしたためであって、たとえばもし商品について売却時価をとれば購入時点で売上利益に該当する利益を計上することになるのは、この会計の目的に適さないからである。それはそれでよいとしても、このような時価をどのような方法で認識したらよいか疑問である場合は少なくないのである。・・・⁽¹⁵⁾とされつつ、資産についての会計問題において、理論上及び實際上、最も典型的でかつ実質的に重要な対象は、商品・製品と設備資産であるとされた上で、ことにたな卸資産の購入資産価格の決定を例にとり、その困難性ある場合を想定され、「専門的な鑑定人」の必要性を論じられている。そのうえで、<・・・それを経営の会計責任にまったく委ね、また専門の異なる職業人である会計士の監査にまつことは適当でない。問題は時価の客観性にあるので、公開の市場で成立した取引価格にその意味を認めるところ、その時価の認識に、客観性の存否に、疑問がある場合の代替案あるいは実務案である。会計実務は一国の経済秩序に深いかわりをもつのであるから、適当な時価判定の機能を国の政府に負わせるべきで、上述してきた専門職業のかわりに、あるいは職業団体の管理のために、独立のコミッションが考えられる。・・・⁽¹⁶⁾>とされている。

ここで財務会計と簿記理論について、木村はどのような認識をもっていたかについて概観しておきたい。

複式簿記の実質は総勘定元帳とその記録とにあり、簿

記理論の問題はその勘定についての分類と貸借複記の原理がそれにどのように関係するかにある。複式簿記理論にはいわゆる人的学説と物的学説があるが、人的学説による勘定の説明は難解を伴うとして、より近代的な物的学説をとるのである。

物的学説には、一元論と二元論とがあり、複式簿記については二元論が当然であると考えられ、つまりその場合二元論とは勘定種類によって借方が+のものと、貸方が+のものがある。したがってこの意味の二元論と、勘定分類を二分法で行う二勘定系統説とを結合した物的二勘定系統説を前提としている。

複式簿記理論については、会計学者の数だけ学説が存在するといわれる程の数にのぼるとした上で、在高・損益二勘定系統説と財産・資本二勘定系統説を対比した上で、在高・損益二勘定系統説をとるのである。

<財産・資本二勘定系統説による複式簿記による規定は、「複式簿記は財産構成部分と純財産とについての対照的記録である」というものであろう。このばあい、複式簿記は諸資産および諸負債の勘定と純財産すなわち資本の勘定との間の貸借二重記録であると解され、利益および損失についての勘定は資本勘定の下位勘定(Unterkonten)として見られるのである。・・・純財産説が複式簿記は資産および負債を記録すると同時に対照的にその総計の大きさを記録すると規定するとき、純財産すなわち資本という単なる一つの「大きさ」を記録すること、それ自体が目的ではなくて、この学説が意図するところは、やはり、年度間の経営活動による資本の増大分を年度利益として確定することにあるのだと解すべきであろう。・・・これに対して、在高・損益二勘定系統説によれば、「複式簿記は在高と損益とについての対照的記録である」という定義が行われることになる。このばあい、在高(Bestand)とは資産および負債すなわち財産構成各部分であって、その記録は損益記録と対照的になされ、たとえば現金の増加が認められるときはその金額だけの利益が会計的に認識されるとする。ここでは、現金という資産が増大しただけ、資産総計としての資本が増大し、その増し分は利益であるはずであるが、総計はすべてを合算したのちのみ確認できるというの

とは異なる。利益と損失とは経営活動における特定の行為および特定の経済事象が特定の資産あるいは負債の増減に関連しあるいは影響することから生じ、結果的には純財産の増減になにかの影響をもたらすであろうが、利益および損失を、いわばその場において、直接的に認識することについては在高・損益二勘定系統説がまさることは明らかである。>⁽¹⁷⁾と理解され、<一方、在高計算と損益計算とが相異なる原理によって支配され、年度損益の確定方法に二種類があるとする見方がある。すなわち、財産の在高すなわち純財産あるいは資本の増大額が利益であるとしてそれを計算した結果と個々の収益・費用あるいは利益・損失を捕捉しそれを総合した結果とが必ずしも一致せず、その両者が異なる利益算定方法を代表するならば、在高計算の方法においては損益計算書は貸借対照表に従属し、損益計算の方法においては貸借対照表が損益計算書に従属すると解すべきことになる。この問題を典型的に単純化するならば、時価主義の原理に支配される会計は在高計算の方法で年度利益を計算するのであり、原価主義の原理に支配される会計は収入・支出と連結した収益・費用を計上して年度利益を確定するのであるということができよう。いずれの方法においても貸借対照表と損益計算書が作成されるのであるが、この両財務表が作成されることについての相異なる原理が存在し、または存在しうるのである。いずれかの原理を承認したうへは、その原理における両財務表の相互関係においては同じような問題となる。・・・>⁽¹⁸⁾とされている。

3 会計基準変革とアドプションの条件

原価主義会計の対極としての、時価主義が備えるべき基本的前提を、ここに整理しておくこととする。

木村は、現行制度会計上の利益を測定する技術的構造としての簿記は、理論上、在高・損益二勘定系統説として理解されるべきであるとした。

そしてその勘定分類は、在高勘定として、資産勘定と負債勘定を、損益勘定として、利益金・損失金勘定（分配可能利益について）と資本金勘定（分配不能利益について）をあげている⁽¹⁹⁾。

また、財産・資本二勘定系統説による勘定の基本的分類としては、財産構成部分勘定として積極財産要素（資産）勘定と消極財産勘定要素（負債）勘定を、資本勘定として純財産勘定とその下位勘定として利益勘定と損失金勘定をあげている⁽²⁰⁾。

在高・損益二勘定系統説を例にとり、毎回の取引毎の公式的理解をすれば、つぎようになる。(資産) - (負債) = (損益)。右項が+なら、利益金または資本金として計測されたことになる。この場合、利益（分配可能利益）とするか資本金（分配不能利益）とするかは、明確な法的規制によるのでなければならない。

同じく、財産・資本二勘定系統説における取引においても、(資産) - (負債) = (純資産勘定) において、右項が+なら、下位勘定以外の純財産勘定の増加または利益金勘定の増加、-なら下位勘定以外の純財産勘定の減少または損失金の増加を意味することになる。ここでも、「分配可能利益」は、法によって明確に規定されることを要するのである。

簿記は単に、取引を記録する手続であるにすぎないが、<分配可能であれ不能であれ利益計算には共通のことがあることもいうまでもない。利益は資産の増加の意味であり、資産がまず認識されていなければ、利益は認識され得ない。>⁽²¹⁾とされるごとく、まずもって時価主義と原価主義における資産評価の差異を明確にしておかなければならない。<時価主義会計は客観的評価額を資産について用いるのに対して原価主義会計は主観的評価額を用いるという対照的差異が存するのであるが、どうしてそのように原価主義と主観的評価とが結合されるかの理解については、一つの会計理論を必要とする・・・主観的評価は、ともかくも、各評価主体の立場からする各資産の評価であって、経営あるいは実体が異なるにしたがって個別の評価がなされることにおいて個別的であると同時に、資産の種類によって個別的に評価されることが見られるので、その価値観において二重の意味で個別価値説によるのである。時価主義会計は、すべての経営所有の資産を、経営についても資産種類についても、同一の評価時における限り共通に、その資産の時価によって評価するのである。これに対して、原価主義・主

観主義における評価は、論理的必然性においても、実務においても事実見られるところでも、二重に個別的である。>⁽²²⁾とみられている。

ここに、時価主義会計における資産は、各経営にとっての共通の評価尺度による価額づけが必要になるのであり、また、決算時点で市場価値をもたないものは一切資産として計上しえないことが大原則であることを了解するのである。

したがって、原価主義理論として二番目にあげられた「予見の原則」は、時価主義では存在しえないものである。なぜなら、時価主義では、決算時点では、経営のあらゆる資産は、その時点で時価価値評価がなされているはずであるからである。「引当金」の設定、つまり予測はありえない訳である。

続いて、原価主義会計理論の第三の原則である慎重の原則、「判断の困難は保守的に処理される」も予見の判断がないのであるから、不必要となる。

以上、投資意思決定のための情報提供、つまり経営状況の報告を第一義とするそのための財務会計としての時価主義会計の原理を見てきたが、はたしてIFRSはそれと比してどのような状況にあるといえるのであろうか。

有形固定資産 (IAS第16号)、リース (IAS第17号)、従業員給付 (年金資産) (IAS第19号)、無形資産 (IAS第38号)、金融商品 (認識及び測定) (IAS第39号)、投資不動産 (IAS第40号)、農業 (生物資産) (IAS第41号)、企業結合 (IFRS第3号)、処分のために保存される非流動資産と廃止事業 (IFRS第5号) 等々、「公正価値」測定に関連するIFRSの基準は多いが、これをもって全面的な時価会計とはいえない。むしろ、将来への全面的な時価会計への移行を視野に入れた準備過程であるといえよう。

これらIFRSの現状を踏まえたうえでのアドプシオンが考察されなければならない。桜井久勝は、IFRS導入への対応に関して、つぎのように述べている。<IFRS導入をめぐる1つの重要論点は、業績尺度としての当期純利益を重視する日本基準の理念と、最終的には当期純利益を排除して包括利益だけに一本化しようとするIFRSの理念との間で、いかに調整をはかるかという問題であ

る。現状のIFRSは、日本基準とのコンバージェンスを最優先してその他の包括利益を導出する途中段階での当期純利益の表示を是認してはいるが、基本理念を放棄したわけではない。IFRSの理念に照らせば、当期純利益と包括利益は両立しない二者択一的選択肢として位置付けられているように思える。>⁽²³⁾。

問題の焦点は、やはり「当期純利益」と「包括利益」のどちらを選択するかについてである。財務報告の目的については、日本基準と米国基準とIFRS間において基本的な相違はなく、<・・・3つの概念フレームワークは共通して、投資意思決定のための情報提供を財務報告の主たる目的とし、受託責任解除・配当制限・課税所得算定等の利害調整のための利用は、副次的な目的としている。>⁽²⁴⁾。まさに、かつてのわが国制度会計における目的の主・副逆転の関係である。したがって、ここでの問題は、これら財務報告目的に対し、当期純利益と包括利益のいずれが有用性をもつかについての議論でなければならない。

これら諸事情を認識した上で、さらに桜井はつぎのような分析をなし、一定の結論を導いている。「残余利益モデル」に係る数式をもちいて「公正価値評価の投入の影響」、ならびに「オンバランス項目の拡大の影響」を考慮した上で、いずれの場合においても、株式の根源的価値には影響を与えないということを簡易な例示で説明されている⁽²⁵⁾。

当期純利益と包括利益の優劣については、<利益情報の優劣は、少なくともつぎの2つの基準に照らして判断されなければならないであろう。過去の実績利益の信頼性と、将来利益の予測可能性がそれである。利益情報に求められるこれらの質的特性は、当期純利益と包括利益のそれぞれがその測定段階で有する特徴によって影響を受ける。包括利益の測定の特徴は、それが資産と負債の公正価値の評価と直結していることであり、当期純利益の測定の特徴は、企業が実践した市場取引の成果が集計されることである。>⁽²⁶⁾とされている。

すでに示したとおり、残余利益モデルによる判断では、当期純利益測定に優位性を認めているのであるが、IFRSの現状をみる限り、資産と負債の公正価値の評価

は、これもすでに検討したとおり未だ本格的なものではなく、時価判定のための国家的資産評価機関による「客観的数値」でなければ、これを是と判断することはできない。

当面わが国は、当期純利益を維持すべく、あらゆる活動をつうじ努力すべきである。それによって、さらにこれまで営々となされてきた、「利害調整」への役立ちをも従前どおり果たさせることができる。

さらに、財務報告の変革の構想として、EBR (Enhanced Business Reporting) やEFR (Enhanced Financial Reporting) を紹介されているが⁽²⁷⁾、これらは会計とは一線を画した経営者活動の一貫と考えるべき事象であると思われる。

引用文献

- (1) 新井清光『現代会計学 (第9版)』中央経済社、4頁、2008年。
- (2) 同上書、6頁。
- (3) 同上、27頁。
- (4) 武田隆二『最新財務諸表論 (11版)』中央経済社、24頁、2008年。
- (5) 同上書、65頁。
- (6) 新井、前掲書、49～60頁。
- (7) 木村重義『会計総論』同文館出版、7頁、1976年。
- (8) 同上書、23頁。
- (9) 同上、9～16頁。
- (10) 同上、107～117頁。
- (11) 同上、107頁。
- (12) 木村重義「時価主義会計の趣旨と原理」『会計』森山書店、第112巻、第3号、52～53頁、1977年。
- (13) 木村、同上稿、53頁。
- (14) 同上稿、55～56頁。
- (15) 木村重義「時価主義会計における時価の意味」『会計ジャーナル』日本公認会計士協会、第10巻、第13号、12頁、1978年。
- (16) 同上稿、13頁。
- (17) 木村、会計総論、64～65頁。
- (18) 木村重義『新訂 要説財務諸表論』税務経理協会、18

頁、1967年。

- (19) 木村、会計総論、66頁。
- (20) 同上書、65頁。
- (21) 同上、67頁。
- (22) 同上、46頁。
- (23) 桜井久勝「当期純利益と包括利益の有用性比較」『企業会計』中央経済社、第62巻、第1号、43頁、2010年。
- (24) 同上稿、同頁。
- (25) 桜井久勝「財務報告の変革と会計基準」『企業会計』中央経済社、第63巻、第12号、44頁、2011年。
- (26) 桜井、前掲稿、当期純利益と包括利益の有用性比較、45頁。
- (27) 桜井、前掲稿、財務報告の変革と会計基準、46頁。

参考文献

- ・田中 弘『国際会計基準はどこへ行くのか』時事通信社、2010年。
- ・桜井久勝『テキスト国際会計基準』白桃書房、2010年。
- ・岩井克人・佐藤孝弘『IFRSに異議あり』日本経済出版社、2011年。
- ・深見浩一郎『IFRSの会計』光文社、2012年。
- ・神戸大学IFRSプロジェクト『国際会計基準と日本の会計実務』同文館出版、2008年。
- ・佐藤信彦『国際会計基準制度化論 (第2版)』白桃書房、2008年。
- ・岩崎 勇『純資産会計の考え方と処理方法』税務経理協会、2007年。
- ・斎藤静樹『資産評価の研究』東京大学出版会、1984年。
- ・福井義高『会計測定の見直し』中央経済社、2008年。
- ・企業会計基準委員会編著『企業会計基準 完全詳解』税務経理協会、2008年。
- ・金子 宏・斎藤静樹監修『会計全書 (会計法規編) 平成22年度』中央経済社、2010年。
- ・阿部光成他著『2008-2010 新会計基準の実務』中央経済社、2008年。
- ・安藤英義他編『会計学大辞典 第5版』中央経済社、2007年。
- ・神戸大学会計学研究室編『第6版 会計学辞典』同文館

出版、2007年。

- International Accounting Standards Board, International Financial Reporting Standards (IFRSs) 2011, Including International Accounting Standards (IASs) and interpretation as at 1 January 2011, 企業基準委員会訳監修『国際会計基準委員会 国際財務報告書 (IFRSs) 2010』レクシスネクシス・ジャパン、2011。